

多摩市告示第 三〇三 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の市道路線の供用開始をする。その関係図面は令和七年五月二十日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和 七 年 五 月 二十二 日

多摩市長 阿部 裕行

一 供用開始路線

整理番号	路線名	供用開始の区間		備考
一	一―二九〇号線	東寺方五七九―一地先	東寺方五七九―一地先	一部の供用開始

二 供用開始期日 令和 七 年 五 月 二十二 日